

事務局組織運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第43条第5項の規定に基づき、本協会の事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。

(事務局の組織)

第2条 本協会の事務局に、別表に定める5室13部を置く。

- 2 部及び室内に業務グループを設置することができる。
- 3 事務局直下に特定業務に従事する実行本部、プロジェクト等を設置することがある。

(職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務総長
- (2) その他の職員

- 2 前項の職員とは、雇用契約者及び出向者をいう。
- 3 部及び室の事業状況に合わせ、業務委託者、派遣職員を配置することができる。
- 4 雇用、出向、業務委託等に関する手続、決裁に関する事項は会長が別に定める。

(役職)

第4条 事務局に事務総長、事務局長、事務局次長、部長、室長、副部長、グループ長を組織管理者として置く。

- 2 前項のほか、事務局業務の実施にあたり必要があると認めるときは、職員に對外呼称を定めることができる。

(事務総長)

第5条 事務総長は、事務局の事務を統括する。

- 2 事務総長及び事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 3 事務総長が欠けたとき又は事務総長に事故あるときは、事務局長がその職務を代行する。

(所掌事務)

第6条 部長又は室長は、部又は室の最高管理者として、それぞれの部又は室の所掌事務を処理する。

- 2 副部長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 グループ長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 その他職員は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。

(職員の任免と職務)

第7条 職員の任免は、会長が行う。

- 2 職員の職務は、会長の承認を経て、事務総長が指定する。
- 3 役職の任命については、原則以下のとおりとする。
 - (1) 事務局次長は、経営・専門職Ⅲ以上の資格保有者の中から任命することができる。
 - (2) 部長又は室長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。
 - (3) 副部長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。
 - (4) グループ長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。
- 4 昇格、降格については、会長が、事務総長、事務局長、管理部からの提案を受け、職員の勤務成績及びその他勤務遂行能力の実証により選考の上、昇格、降格を決定する。
- 5 外部法人への出向を含む配置転換に関する事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

第10条 この規則は、2017年4月13日から施行する。

(改正)

2017年12月7日(2018年1月1日施行)

2018年5月17日

(別表)

部/室	分掌事務
特命室	① 会長の命を受けた事項
47都道府県/9地域FA担当部	① 47都道府県FAに関する事 ② 9地域FAに関する事 ③ メンバーシップ制度に関する事 ④ スポーツマネジャーズカレッジに関する事 ⑤ 施設委員会に関する事
管理部	① 登録に関する事(定款第4条第1項(4)に規定する事業) ② 定款及び規則等に関する事 ③ 人事に関する事 ④ 総務に関する事 ⑤ 法務に関する事 ⑥ 理事会及び評議員会に関する事 ⑦ 司法機関に関する事 ⑧ 事業計画、事業報告及び事業評価に関する事 ⑨ 加盟団体に関する事 ⑩ 法務委員会に関する事 ⑪ リスペクト・フェアプレー委員会に関する事 ⑫ 監査・コンプライアンス委員会に関する事 ⑬ 100周年記念事業委員会に関する事 ⑭ 社会貢献委員会に関する事
秘書室	① 秘書業務に関する事 ② 将来構想委員会に関する事
財務部	① 予算及び決算に関する事 ② 収入及び支出に関する事 ③ 資金計画及び財産の管理運用に関する事 ④ 現金、預金、有価証券の出納及び保管に関する事 ⑤ 経理システムに関する事 ⑥ 財務委員会に関する事
情報システム室	① 情報システムに関する事 ② 情報サービス、及びインフラ導入、活用に関する事 ③ 情報セキュリティ強化に関する事 ④ 業務システム導入、構築、運用、管理に関する事

	⑤ J F A登録サービスデスクに関する こと
コミュニケーション部	① 広報活動の企画・プロモーションに 関すること ② 機関誌及び広報パンフレット、公式 サイト等における情報発信に関する こと ③ 報道諸機関への対応に関する こと ④ 各日本代表チームのメディアオフィ サー業務に関する こと ⑤ 代表電話の対応に関する こと ⑥ 日本サッカーミュージアムに関する こと ⑦ 殿堂委員会に関する こと
国際部	① 国際貢献に関する こと（定款第4条第1 項(6)に規定する 事業） ② F I F A、A F C及びE A F F等の 国際機関との連絡調整等 ③ 国際委員会に関する こと
競技運営部	① 競技会の開催に関する こと（定款第4 条第1項(1)及び(2)に規定する 事業） ② 競技会委員会に関する こと ③ 天皇杯実施委員会に関する こと ④ 国体実施委員会に関する こと ⑤ 本協会以外が主催する競技会に 関する 監理 ⑥ 競技会に関わる施設、用具の研 究及び 指導
マーケティング部	① マーケティングに関する こと（定款第4 条第1項(5)に規定する 事業） ② マーケティングに係る企画・立案 及び 実施に関する こと ③ 企業協賛等キャンペーン事業に 係る企 画・立案及び実施に関する こと ④ ブランディングに関する こと
技術部	① 選手の育成、指導者の育成及び 登録に 関すること（定款第4条第1項(3) 及び(4)に 規定する 事業） ② 技術委員会に関する こと ③ 医学委員会に関する こと
女子部	① 女子に関する こと（定款第4条第1項(1) 及び(2)に規定する 事業） ② 女子委員会に関する こと
グラスルーツ推進部	① 競技会の開催、サッカー競技の 普及に 関すること（定款第4条第1項(2) 及び(3)に 規定する 事業） ② 社会貢献委員会に関する こと ③ 障がい者サッカーに関する こと
代表チーム部	① サッカー男子日本代表チームに 関する こと（定款第4条第1項(1)に規定 する 事業）
フットサル・ビーチサッカー部	① フットサル・ビーチサッカーに 関する

	<p>こと（定款第4条第1項(1)及び(3)に規定する事業）</p> <p>② フットサル委員会に関すること</p>
審判部	<p>① 審判員に関すること（定款第4条第1項(3)及び(4)に規定する事業）</p> <p>② 競技規則に関すること</p> <p>③ 審判委員会に関すること</p>
JFAこころのプロジェクト推進室	<p>① JFAこころのプロジェクトに関すること</p>
JFAナショナルフットボールセンター準備室	<p>① 千葉県に整備予定のJFAナショナルフットボールセンターに関すること</p>